

## 工事請負契約等に係る入札参加停止

不正又は不誠実な行為等の再発を防止し、公共工事の受注者としてふさわしくないものを入札から排除し反省を促すため、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱第2条第1項の規定に基づき、以下のとおり、下記業者に対し、入札参加停止を行いました。（1件1社）

### 1 入札参加停止の内容

静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第10号（不正又は不誠実な行為）に該当する。

### 2 措置対象業者及び停止期間

項目	措置対象業者	停止期間
商号	大成建設株式会社	1か月
代表者氏名	代表取締役社長 村田誉之	
本店所在地	東京都新宿区西新宿1-25-1 新宿センタービル	

### 3 入札参加停止の理由

鹿児島市内の民間の耐震改修工事において、無届けで石綿等除去工事を実施したとして、同社の使用人が令和2年1月20日に労働安全衛生法違反で略式起訴され、令和2年4月3日付けで鹿児島簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定したため。

### 4 停止期間の始期及び終期

令和2年6月16日から令和2年7月15日まで

（参考） 静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第10号

措置要件	措置期間
業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	1か月以上9か月以内